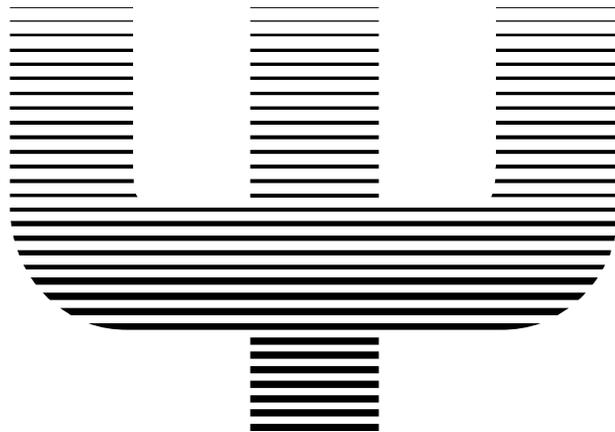


調査研究資料 No. 126  
要約版 2010



人材育成サービスの国際標準化動向を踏まえた  
公共職業訓練の質保証に関する調査研究

— 中間報告書（第1報） —

独立行政法人雇用・能力開発機構

職業能力開発総合大学校能力開発研究センター

人材育成サービスの国際標準化を踏まえた  
公共職業訓練の質保証に関する調査研究会

(敬称略、順不同)

《調査研究会》

＜研究会委員＞

井川 英治	NEC ラーニング株式会社技術研修本部本部長代理
大田 忠幸	株式会社デンソー技研センターデンソー工業技術短期大学校校長
岸田 正寿	CompTIA 日本支局支局長
近藤 博幸	パナソニック株式会社人材開発カンパニーチームリーダー
笹井 宏益	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部統括研究官
稲川 文夫	独立行政法人 労働政策研究・研修機構人材育成部門 アドバイザー・リサーチャー
塩田 泰仁	職業能力開発総合大学校長期課程部部长
岩田 克彦	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授
小原 哲郎	職業能力開発総合大学校能力開発専門学科教授
奥田 美都子	職業能力開発総合大学校能力開発専門学科講師

＜オブザーバー＞

伊藤 正史	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室室長
宇野 浩一	厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室室長補佐
牧野 利香	厚生労働省職業能力開発局育成支援課課長補佐
藤村 伸治	独立行政法人雇用・能力開発機構本部業務推進部課長

＜研究担当室＞

長瀬 安信	職業能力開発総合大学校能力開発研究センター開発研究部部長
安中 宏	職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部 在職者訓練研究室室長
伊藤 英樹	職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部 在職者訓練研究室研究員

《作業部会》

＜作業部会委員＞

藤村 伸治	雇用・能力開発機構本部業務推進部能力評価課長
岩田 克彦	職業能力開発総合大学校基礎学科教授
渡邊 信公	職業能力開発総合大学校電気システム工学科准教授
奥田 美都子	職業能力開発総合大学校能力開発専門学科講師
平山 隆次	能力開発研究センター高度職業訓練研究室長
安中 宏	能力開発研究センター在職者訓練研究室長（事務局兼務）
矢野 昇平	能力開発研究センター訓練技法研究室長
小林 俊昭	能力開発研究センター教材研究室長
鐵本 運一	能力開発研究センター調査研究室長
稲崎 浩	能力開発研究センター客員研究員

＜研究担当室＞

長瀬 安信	職業能力開発総合大学校能力開発研究センター開発研究部部長
安中 宏	職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部 在職者訓練研究室室長
伊藤 英樹	職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部 在職者訓練研究室研究員

# 人材育成サービスの国際標準化動向を踏まえた 公共職業訓練の質保証に関する調査研究 － 中間報告書（第1報） －

－要約版－

## 1. 本調査研究の目的、ねらい

近年、国際標準化機構（ISO）においては、サービス分野における国際標準化の動きが活発化しているところである。中でも「人材育成と非公式教育サービス」に関しては、第232番目に設置された専門委員会(Technical Committee)「ISO/TC232」において、2006年から規格化に向けての検討が開始され、労働市場の国際化・労働力の流動化等に伴う労働力の質を国際的な職業資格等の共通化を見据えながら、教育訓練サービスの品質も国際的に保証し共通化を図ろうとする検討がなされている。このような動きは、広く民間の教育訓練機関が行うサービスの質の向上と改善に寄与し教育訓練サービス市場の活性化にも貢献すると期待され、利用者にとっても大きな利益をもたらすものと考えられる。

一方、独立行政法人雇用・能力開発機構は、当研究センターが中心に取り組んできた調査研究報告書 No. 125-1「職業訓練コースの設定、運営に係るプロセス管理」、No. 129「公共職業訓練のプロセス管理に関する調査研究－職業訓練コースの設定、運営に係るプロセス管理の精緻化－」などに関する調査研究(H15～17)、調査研究報告書 No. 131「生涯職業能力開発体系を活用したOJTのプロセス管理手法」、No. 124-1「平成20年度鉄鋼業（鍛工品製造業）に係る総合的かつ体系的な職務分析の推進に関する調査研究」など生涯職業能力開発体系に関する調査研究等を基にして、訓練の質保証のための仕組みを改善するための「雇用・能力開発機構が実施する教育訓練サービスに関するガイドライン」を策定した。このガイドラインは、ISO/TC232 国内審議委員会から教育訓練サービスの品質保証の整備に貢献できると評価を受け、我が国唯一の教育訓練ガイドラインとして ISO/TC232 シドニー会議（2008年11月）でも報告され、国際的にも評価を受けている。

このような背景の中で、教育訓練の国際標準化がもたらす公共職業訓練への影響を重視し、今年度より3カ年計画で、「人材育成サービスの国際標準化動向を踏まえた公共職業訓練の質保証に関する調査研究」に着手をしたところである。

本資料は、本調査研究の1年目の検討内容をまとめたものであるが、職業能力開発関係機関及び関係者等多方面で議論が活発化すると共に、公共職業能力開発の質の確保及び向上のための仕組みの確立、我が国の人材育成の強みの活用など、長期的な視点に立った職業能力開発環境の一層の整備に貢献できることを期待するものである。

## 2. 調査研究の年度計画案

この調査研究は今年度から3カ年計画の予定で、国際標準化機構（以下、「ISO」という）における教育訓練サービス分野の国際標準化の動向や先行研究等を踏まえ、公共職業訓練の質保証の全体構造（プラットフォーム）を明らかにすると共に、我が国の民間教育訓練機関等が公共職業訓練を担うのにふさわしい教育訓練サービスの質を保証するための具体的な仕組みを整備するため、第一に、労働市場の国際化・労働力の流動化等に伴う労働力の質の共通化、職業資格等の国際的共通化、職業資格を取得する際の教育訓練サービスの品質を保証など、個人の職業能力（キャリア）形成の基盤（＝「日本版職業資格枠組みの構築」）を検討し、第二に、教育訓練を提供する民間教育訓練機関（以下「教育訓練プロバイダー」という）の教育訓練環境基盤の構築について検討するものである。

具体的には、教育訓練サービス市場の現状を把握し、ISOで議論されている「非公式教育・訓練サービスのための学習サービス－サービス事業者のための基本的要求事項－」を踏まえ、次の（1）（2）のとおり日本における公共職業訓練の質保証のあり方を整理することとしている。

### （1）個人の職業能力（キャリア）形成の基盤に関する検討

個人の職業能力開発の支援に関して、次の①～③について検討する。

- ①良質な教育訓練サービスを提供するための仕組みについて
- ②個人が職業能力（キャリア）形成を行うために必要な日本版職業資格枠組みについて
- ③個人が行う教育訓練計画策定を支援するための公的機能の整備について

### （2）教育訓練プロバイダーの基盤に関する検討

教育訓練体制の整備に関して、次の①～②について整理する。

- ①教育訓練プロバイダーの機能を高めるための方策について
- ②教育訓練プロバイダー及び教育訓練サービスの質を評価する仕組みについて

なお、1年目（今年度）は、①教育訓練サービスの質保証に係る諸外国の実態と課題及び質保証に関するノウハウの抽出（各文献調査）、②公共及び民間教育訓練機関の質保証の取組み事例の抽出を行ったものを中間報告書（第1報）としてまとめたものである。

### 3. 調査研究の背景と課題

#### 3-1 教育訓練の質保証の重要性

##### (1) 第8次職業能力開発基本計画

教育訓練機会の整備を図ることは、人材育成の基盤であるとともに、労働市場インフラ整備 (enhancement of labor market infrastructure) という観点からも重要な課題である。「第8次職業能力開発基本計画 (the 8th basic plan for human resources development)」でも、「職業訓練・教育訓練機会」は、「職業能力評価」「キャリアコンサルティング」「職業情報」とともに、「労働市場の4つのインフラ」のひとつとして位置づけられ、「多様な教育訓練サービスを提供する民間主体の育成」「公共職業能力開発の充実」等の必要性が示されている。こうした「労働市場インフラ整備」という観点から、官民の教育訓練サービスの品質保証・継続的改善を叶える具体的仕組みの整備が必要である。

また、近年、グローバル化に対応した国際競争力の強化のため、国際化に対応した人材育成を重視する機運が一層高まっている。また、我が国企業の海外への事業展開は今後もますます活発になることが見込まれているが、特に中小企業を中心に国内外で国際業務を担うことができる実践的な職業能力のある労働者の育成が喫緊の課題となっている。

このことから、近年のグローバル時代において、我が国が国際競争力を維持していくためには、質の高い労働力の育成・確保が重要となっている。

この度のISOにおけるTC232の立上げは、経済活動全般の国際化、国際競争の激化等に伴い、「人材確保」「職業生涯にわたる教育訓練、これによる人材の質の維持・向上」が各国共有の課題として重要性を増し、これを支える教育訓練サービスの品質保証とレベルアップがより一層求められる中で、多くの関係者の間で、教育訓練サービスに係る国際規格制定の機運が生まれ、具体化したものと理解できる。

職業能力開発促進法に基づく第8次職業能力開発基本計画では、教育訓練を提供する主体は多様化し、提供される教育訓練サービスの水準や価格等も多様であり、多様化した教育訓練の質を向上することが労働者一人一人の職業能力の開発及び向上のために重視され、教育訓練は、民間教育訓練機関等を主体として実施し、そのためには、民間教育訓練機関等の行う教育訓練の質を保証するための具体的な仕組みを整備することが必要と述べている。

「教育訓練の質」とは、多義的な概念であり、教育訓練の利害関係者が、労働者、雇用者、講師など多様であるため、それぞれの利害関係者に対する質を単一

概念で図ることは容易ではない。ただし、教育訓練の質を評価する際には、例えば教育訓練機関ではどのような活動を行い、適切に機能しているか、またどのような特色を有し関係者にとって価値があるかといった諸活動の質を分析・評価することとなるが、例えば卓越性、任意に定められた基準に対する適合性、自らが定める目標に対する達成度、関係者の満足度などが考えられる。

また、ユニセフ（2000年）でも、質を構成する要素として、学習者、環境、内容、プロセス、成果の5つを取り上げている。

このように、「教育訓練の質保証」のあり方を検討するにあたっては、質を構成する要素に基づいて、定められた基準に適合することが重要であると言える。

現在、我が国における職業能力評価制度の基準としては、技能検定制度、資格制度、民間企業における職能資格制度などがあるが、混在しており統一的な基準は存在していないが、今後、教育訓練の質を保証するための職業能力評価基準のあり方について各方面で活発な検討がなされることを期待したい。

## （2）教育訓練の国際標準化の流れ

### ① I S Oの動き

I S Oは、2006年11月、T C（Technical Committee）232を設置し、非公式教育サービス分野における品質保証の共通モデル、手法、基準を確立させるための国際標準化に着手しているが、これにより、教育または訓練の品質と効果および知識移転の向上を保証し、提供される一連の教育サービスの透明性及び比較可能性を高めることを目指している。

I S O／T C 232は、2006年2月にドイツより教育サービスの標準化に関する提案がされ、2010年1月のロンドン会議において、D I S（Draft International Standards）29990として承認され、平成22年度にはI S O規格として発行される予定である。

D I S 29990は、質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための包括的なモデル、学習サービス事業者と顧客に非公式教育・訓練の企画、開発、提供に関する共通認識を提供することを目的として、適用範囲、用語の定義、学習プログラムとプロセス、学習サービスプロバイダーマネジメントで構成され、学習者及び学習結果の顕在化を要求しており、また、「訓練（training）」ではなく「学習（Learning）」を用語として用いている。

### ②ユネスコ／O E C Dの動き

ユネスコとO E C Dは、2005年に高等教育の質保証に関するガイドライン（「国境を越えた高等教育の質保証に関するガイドライン」）を発表しているが、

これによると、国際的に教育の質保証・適格認定、学位等や職業資格の認証の持続きや制度に係る情報の透明性を高めることが必要であり、各国の制度開発が重要であるとしている。

### 3-2 諸外国の職業教育及び資格枠組みの動向

諸外国における職業教育及び資格枠組みについては、2009年5月に開催された文部科学省中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会（第7回）において議論されている。

これらを見ると、諸外国では、職業資格枠組みがすでに構築されており、国相互の認証システムも進められている。

また、職業資格枠組みと高等教育の資格枠組みとの共通枠組みの検討がなされ、相互に認定する仕組みが構築されつつある。

図 イギリスにおける全国資格枠組み（NQF）と高等教育資格枠組み（FHEQ）及び欧州高等教育圏のための資格枠組み

旧全国資格枠組み	全国資格枠組み(NQF)		高等教育資格枠組み(FHEQ)		欧州高等教育圏のための資格枠組み
レベル5	レベル8	特定領域の第一人者、トップの実務家 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Fellowship)	D/8	博士	第三学修サイクル
	レベル7	上級専門家、上級管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Membership / NVQ)	M/7	修士	第二学修サイクル
レベル4	レベル6	知的専門職、専門管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Graduateship)	H/6	第1学位	第一学修サイクル
	レベル5	高等技術者、高等管理者 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / NVQ)	I/5	ディプロマ (foundation degrees 等)	(短期学修サイクル)
	レベル4	技術・専門職、従業員管理・指導 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guilds Licentiate / NVQ / Key Skills)	C/4	サーティフィケート (HNC)	
レベル3	レベル3	後期中等教育段階 (GCE・Aレベル/NVQ/BTEC Diploma/Key Skills)	ディプロマ		
			上級		
レベル2	レベル2	義務教育修了段階 (GCSE(A*~C評価)/NVQ / Key Skills)	中級		
レベル1	レベル1	GCSE(D~G評価)/NVQ / Key Skills	基礎		
入門レベル	入門レベル	Entry Level Certificate(1~3段階)			

(出典：文部科学省中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会（第7回）資料)

表：欧州資格枠組み(European Qualification Framework)の8水準

水準	知識	技能	能力
	EQFと関連して、理論的知識及び／又は事 実的知識としての知識が記述される	EQFと関連して、(論理的、直感的、創造的 な思考を用いながら)認知的な技能としての 技能が記述される	EQFと関連して、責任感と自律という意味で 能力が記述される
1	基礎的な一般知識を持っている	簡単な課題を遂行するのに必要な基礎的な 技能を持っている	体系的な背景において直接的な指導を受け ながら仕事又は学習できる
2	仕事又は学習の分野における基礎的な事 実的知識を持っている	課題を実行し、かつ簡単なルールや道具を 用いながら日常の問題を解決する上で、重 要な情報を利用するのに不可欠となる基礎 的な認知的技能及び実践的スキルを持っ ている	監督を受けながら、ある程度の責任感を持 って仕事又は学習できる
3	仕事又は学習の分野における事実、原則、 方法、一般的概念に関する知識を持つてい る	基礎的な方法、道具、材料、情報を選別して 用いる場合に、課題を片付け、かつ問題を解 決するための認知的技能及び実践的スキルを 一通り持っている	仕事上の課題又は学習上の課題を責任を 持って片付けることができる
4	仕事又は学習の分野における理論的知識 や事実的知識を幅広く多様を持っている	仕事又は学習の分野における特殊な問題を 解決するための認知的技能及び実践的技 能を一通り持っている	通常は予測可能だが変化する可能性のあ る、仕事又は学習背景を規定する行動要因 の中で、自主的に行動管理をすることができ る  仕事又は学習の活動の評価及び改善に対 して一定の責任を引き受け、他者の日常の 作業を監督することができる
5	仕事又は学習の分野における包括的で特 殊な理論的知識及び事実的知識、並びにこ れらの知識の境界に対する意識を持つてい る	抽象的な問題を創造的に解決する上で必要 となる、包括的な認知的技能及び実践的技 能を持っている	予測できない変化が起こるような仕事又は 学習背景の中で、指導し監督することができ る  自らの成果と他者の成果を吟味し発展させ ることができる
6	理論や原則に対する批判的な理解を伴っ た、仕事又は学習の分野における進歩的な 知識を持っている	専門的スキルや技術革新的能力を自在に使 いこなせることを証明し、かつ特殊な仕事及 び学習の分野における複雑で予測不可能な 問題を解決するのに必要となる進歩的な技 能を持っている	複雑な専門的あるいは職業的な活動又はプ ロジェクトを監督し、予測不可能な仕事又は 学習背景において決定責任を引き受けるこ とができる  個人及び集団の職業上の発展に対する責 任を引き受けることができる
7	部分的には仕事又は学習の分野における 最先端の知識と結び付き、かつ技術革新 的な思想的試み及び／又は研究の基盤とな る、極めて特殊化された知識を持っている  ある仕事又は学習の分野の問題に対する、 また様々な分野に共通する事項への批判 的な意識を持っている	新たな知識を獲得し、新たな方法を開発し、 様々な分野の知識を統合する上で、研究及 び／又は技術革新の分野における特殊化さ れた問題解決技能を持っている	新たな戦略的アプローチを必要とする複雑で 予測不可能な仕事又は学習背景を監督し、 形成することができる  専門的知識及び職業実践への寄与及び／ 又はチームの戦略的なパフォーマンスの反 省に対する責任を引き受けることができる
8	ある仕事又は学習の分野における、また 様々な分野に共通する先端的知識を持つて いる	統合や評価を含め、研究及び／又は技術革 新の分野における中心的な問題提起を解消 し、また手元にある知識又は職業的実践を 拡大又は再定義するための最も先端的で特 殊化された技能及び方法を身に付けている	仕事を含め、指導的な仕事又は学習背景に おける新たなアイデアや手法を開発するに あたり、相当の権威、技術革新能力、自律 性、学術と職業の不可侵性、継続的な参加 が認められる

[出典：欧州委員会「The European Qualifications Framework」([http://ec.europa.eu/education/policies/educ/eqf/index\\_de.html](http://ec.europa.eu/education/policies/educ/eqf/index_de.html))]

表注：欧州高等教育圏のための資格枠組みとの互換性について、欧州高等教育圏のための資格枠組みの(第一学修サイクル内の又は同サイクルに関連した)短期の学修課程はEQF水準5に、第一学修サイクルはEQF水準6に、第二学修サイクルはEQF水準7に、第三学修サイクルはEQF水準8に相当する。

### 3-3 我が国の教育訓練の実態と公共職業訓練

#### (1) 我が国の教育訓練の実態

我が国の教育訓練の実態は、(独)労働政策研究・研修機構「日本の職業能力開発と教育訓練基盤の整備」(2007年)の調査研究によると以下のように示されている。

労働者に求められるスキルが変化し、人材育成の方法も変化し、能力開発における企業外での Off-JT の重要性が高まっている中で、教育訓練サービス市場という視点からみると、

- ・企業はその教育訓練を民間プロバイダーに多く依存し、学校機関の貢献は小さいこと、
- ・公共部門では多額の投資を必要とする技術・技能の教育訓練の提供が多く、民間部門では、商工会議所等業界・経済団体は管理サービス系、株式会社等は短期コースが中心であること

という特徴がある。

また、非正社員を想定した公共職業訓練の充実などの必要性が示唆されると共に、委託訓練などの効率的な運営を図ること、民間でも公共でもない公益法人や経営者団体などのプロバイダーの活用が図られるべきことなどが求められている。

なお、公共職業訓練の訓練内容は、専門別研修（専門的な知識を習得するための研修を指す）が離職者訓練の 97%、在職者訓練の 82%を占め、さらにその大半が技能・技術のコースである。他の教育訓練機関では、資格取得や語学研修、また、専門別研修でも医療・介護が多いのと対照的である。

## （2）我が国の公共職業訓練

職業能力開発促進法は、産業構造の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、習得する「技能及び知識の程度」と「期間」に基づき、表 1-2-1 のとおり「公共職業訓練」を区分している。

表1-2-1 公共職業訓練の種類

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程	専門短期課程
	応用課程	応用短期課程

(出所)職業能力開発促進法

## 3-4 日本の職業資格について

日本には、職業資格は多数存在しているが、それらを統一的に位置付けた枠組みが存在するものではない。国際標準化の流れを鑑みるに、欧州諸国では職業資格枠組みが整備されつつあることを踏まえれば、日本においても早急に検討していく必要があると考える。

## 4. 報告書の構成

### 目次

#### はじめに

#### 第1章 概要

##### 第1節 調査研究の概要

- 1-1 調査研究期間
- 1-2 調査研究のねらい
- 1-3 調査研究の年度計画案
- 1-4 平成21年度の取組み概要

##### 第2節 調査研究の背景と課題

- 2-1 教育訓練の質保証の重要性
- 2-2 諸外国の職業教育及び資格枠組みの動向
- 2-3 我が国の教育訓練の実態と公共職業訓練
- 2-4 日本の職業資格の現状

#### 第2章 ISO/TC232（非公式教育・訓練のための学習サービス）の動向

##### 第1節 経緯

##### 第2節 ISO/TC232の概要

##### 第3節 ISO/TC232の論点

##### 第4節 ISO/TC232の適用範囲

##### 第5節 ISO適合性評価制度

#### 第3章 諸外国の教育訓練の実態

##### 第1節 欧米先進国の公共職業訓練政策の現状と特徴

##### 第2節 資格制度の枠組み

- 2-1 EU
- 2-2 イギリス
- 2-3 ドイツ

##### 第3節 職業教育訓練サービスの品質保証

##### 第4節 指導員（ティーチングスタッフ、講師等）の資格要件

- 4-1 イギリス

## 4-2 ドイツ

### 第4章 日本の民間教育訓練の現状と課題

#### 第1節 企業の教育訓練

1-1 株式会社デンソー技研センターにおける人材育成

1-2 パナソニック株式会社における人材育成

#### 第2節 ベンダーニュートラル資格認定機関の現状

2-1 情報通信系職業訓練における現状の問題点と提言

#### 第3節 民間教育訓練プロバイダーの現状

3-1 NECラーニング株式会社における教育

### 第5章 国際標準化が与える日本の教育訓練への影響等

#### 第1節 教育訓練サービスの国際規格化が及ぼす影響

#### 第2節 TC232が在職者訓練に与える影響

#### 第3節 日本における職業資格枠組みに関する考察

### 参考文献・参考ホームページ

### 巻末資料

資料1 独立行政法人雇用・能力開発機構が提供する生涯職業能力開発体系について

資料2 中央職業能力開発協会における職業能力評価基準

資料3 独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センターが提供する「組込みスキル標準 ETSS2008」について

調査研究資料 No. 126      要約版

人材育成サービスの国際標準化動向を踏まえた公共職業訓練の質保証に関する調査研究

－ 中間報告書（第 1 報） －

---

---

発行      2010 年 3 月

発行者   独立行政法人雇用・能力開発機構

職業能力開発総合大学校   能力開発研究センター

所 長      川 村   英 治

〒252-5196   神奈川県相模原市緑区橋本台 4 - 1 - 1

電話   042-763-9046（普及促進室）

---

---

本書の著作権は、独立行政法人雇用・能力開発機構が有しております。

調查研究資料 No. 126  
要約版 2010

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT  
POLYTECHNIC UNIVERSITY